

日本スポーツ振興センターへの加入について(中国語)

关于加入日本体育振兴中心的说明

岩倉市教育委員会

岩倉市教育委員会では岩倉市立小・中学校に在学する児童生徒等の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

岩倉市教育委員会为了对岩倉市立小学，中学的在校学生发生意外伤害灾害时进行补助，与独立行政法人日本体育振兴中心缔结了灾害共济给付制度。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒等が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒等の名簿を提出することになっています。

加入は任意となっていますが、当教育委員会は、漏れなく加入に同意されることを希望します。

独立行政法人日本体育振兴中心的灾害共济给付制度是指在学校的管理下，儿童・学生等遇到灾害时，向家长支付治疗费和慰问金的制度。加入时须事先征得家长们的同意，并提交儿童・学生等的名单。

虽然加入是自愿的，本教育委员会希望大家全体同意加入。

加入に同意くださる方は、下記の同意書にご記入の上、学校長に提出してください。

同意加入的人请填写下面的同意书并提交给学校。

記

1 給付の種類と給付される場合 补助的种类和补助对象

学校の管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、日射病、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

在学校管理下，因事故引起负伤，因伙食引起中毒和发生其他疾病（煤气中毒，溺水，中暑，油漆导致的皮肤病等法令中规定的事故）时，补助医疗费，残疾慰问金或死亡慰问金。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。
学校管理下是指以下的情况。

- ① 授業中（特別活動中を含む。）
上课时（包括特别活动）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
根据学校教育计划实施的课外辅导时
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
休息时和学校规定的特别时间
- ④ 通常の経路及び方法による通学中（登下校中）
按通常规定的路线和方法上学时（上学，放学途中）

2 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令気3条によります。]

补助金額 [灾害共济给付的补助基准由中心法实施规则第3条而定]

① 医療費 医疗费

健康保険の療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算）が支給されます。岩倉市では、全小中学生の医療費について子ども医療費助成制度を実施しております。そのため、子ども医療費助成制度、母子・父子家庭医療費助成制度、障害者医療費助成制度等（以下「医療費助成制度」という）を利用し、窓口での自己負担が無い場合、実際に各保護者へ支給されるのは、療養費に要する費用の1/10のみとなります。

※ 医療費助成制度利用分(3/10)は、岩倉市で公費負担していますので、岩倉市へ返納します。

支付健康保险疗养所需费用的4/10（其中有1/10是作为伴随疗养所发生的费用）。岩倉市对全市小学, 中学生的医疗费和补贴制度。因此, 如果利用儿童医疗费补贴制度以及单亲家庭医疗费补贴制度、残疾人医疗费补贴制度等（以下称“医疗费补贴制度”），在窗口不需要交个人负担部分的时候, 实际向监护人只支付所需疗养费用的 1/10。

※ 因利用“医疗费补贴制度”而免交的个人负担部分的费用(3/10)是岩倉市用公费负担的,因此需返还给岩倉市。

② 障害見舞金 残疾慰问金

障害の程度に応じて、3,370 万円（1級）から 82 万円（14 級）が給付されます。
根据残疾的严重程度，补助金额为 3,370 万日元（1 级）～ 82 万日元（1 4 级）
（通学中の場合は、1,885 万円から 41 万円）
（上学途中の灾害，补助金额为 1 8 8 5 万日元～ 4 1 万日元）

③ 死亡見舞金 死亡慰问金

2,800 万円が給付されます。
补助 2 8 0 0 万日元。
（運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,400 万円）
（与运动等行为无关的猝死和上学途中死亡，补助 1 4 0 0 万日元）

3 給付基準 補助基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
对于同一灾害导致的负伤或疾病，医疗费补助从初诊开始计算最长为 1 0 年。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
从补助事由发生之日起的 2 年以内，如果不行使享受灾害共済给付制度的权利，将因时效而失去请求权。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行わない場合があります。
在已经获得损害赔偿或根据其他的法令已获得补助等时，根据已获得金额的限额，有可能不再给与补助。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。
对根据生活保护法享受生活保护的家庭的儿童学生，在遇到灾害时不支付医疗费补助。

4 共済掛金（年額） 共済保険費（年繳納費）

岩倉市教育委員会が共済掛金を全額負担します。
岩倉市教育委员会全额负担共済保险费。

----- (きりとり 剪截线) -----

同 意 書

岩倉市教育委員会 殿

岩倉市立岩倉東小学校

年 級 組 児童姓名

年 組 児童氏名

貴教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在学する間、上記児童生徒等が加入することに同意します。

同意上述儿童学生等在校期间，加入贵教育委员会与独立行政法人日本体育振兴中心缔结的灾害共済给付制度。

年 月 日

家长或监护人姓名
保護者又は後見人氏名

印章
印